

新型コロナウイルスワクチン接種使用物品一覧

	施設が準備するもの	大阪市が配送するもの	備考
施設	2～8 の環境でワクチンを保存するための冷蔵庫		
予診	聴診器		
	ペンライト		
	サージカルマスク		
	使い捨て手袋		
	使い捨て舌圧子		
	体温計		
接種	希釈用注射針(21Gもしくは21Gより細いもの)		
	希釈用シリンジ(1.8Mlが正確に測れるもの)		
	消毒用アルコール綿(アルコール以外の消毒綿も用意する)		
	トレイ(薬液配布用)		
	医療廃棄物容器、針捨て容器		
	手指消毒剤		
		ワクチン	
		ワクチンに付属する書類 添付文書、接種済証及び予診票に貼付するためのワクチン 接種シール、英語/日本語ラベル読替表、外箱開閉記録 チェック表	
		0.9%生理食塩水(20ml)	
		接種用注射針	
	接種用シリンジ		
事務用品	ボールペン		
救急用品	(調整中)		

高齢者施設の入所者・居住者のみなさまへ！

新型コロナウイルス感染症に係る ワクチン接種のお知らせ

1 新型コロナワクチン接種について

新型コロナウイルス感染症について、原因となる病原体（ウイルスや細菌など）に対する「免疫」（抵抗力）をつけたり、免疫を強くするために、ワクチン接種を受けていただけます。

なお、新型コロナウイルス感染症のワクチンの接種は、強制ではありません。

接種を受ける方の同意がある場合に限り接種が行われますので、予防接種を希望される方は、予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解いただき、かかりつけ医等の医師に相談の上、自らの意思でワクチン接種を受けてください。（**接種費用は無料**）

2 接種対象

・ 市内在住の高齢者
（令和3年度中に65歳に達する、昭和32年4月1日以前に生まれた方）

・ 高齢者施設従事者

高齢者が入所・住居する社会福祉施設において、利用者に直接接する職員については、市町村及び施設等の双方の体制が整う場合、介護保険施設や一定の要件を満たす高齢者施設において接種する場合に、当該施設内入所者と同時に接種できます。 同時接種は令和3年4月現在行っておらず、開始時期は別途大阪市から通知されます。

3 接種回数

接種回数：2回（1回目から、原則21日間隔）

1回目と2回目は、必ず同じワクチン接種を受けてください。

十分な免疫ができるのは、2回目の接種を受けてからしばらく期間がかかることとされています。ワクチン接種にかかわらず、適切な感染防止策を行う必要があります。

4 予防接種を受けることができない人

一般に、次にあてはまる方はワクチンを接種できません。該当すると思われる場合、必ず接種前の診察時に医師へ伝えてください。

新型コロナウイルス感染症に係る他の予防接種を受けたことのある者で新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う必要がないと認められるもの

明らかに発熱している人（ 1 ）

重い急性疾患にかかっている人

ワクチンの成分に対し、重度の過敏症（ 2 ）の既往歴のある人

上記以外で、予防接種を受けることが不適当な状態にある人

（ 1 ）明らかな発熱とは通常37.5 以上を指します。37.5 を下回る場合も平時の体温を鑑みて発熱と判断される場合はこの限りではありません。

（ 2 ）アナフィラキシーや、全身性の皮膚・粘膜症状、喘鳴、呼吸困難、頻脈、血圧低下等、アナフィラキシーを疑わせる複数の症状

5 予防接種を受けるにあたり注意が必要な人

一般に、次にあてはまる方はワクチンの接種について注意が必要です。該当すると思われる場合、必ず接種前の診察時に医師へ伝えてください。

（うらへ続く）

抗凝固療法を受けている人、血小板減少症または凝固障がいのある人
過去に免疫不全の診断を受けた人、近親者に先天性免疫不全症の方がいる人
心臓、腎臓、肝臓、血液疾患や発育障がいなどの基礎疾患のある人
過去に予防接種を受けて、接種後2日以内に発熱や全身性の発疹などのアレルギーが疑われる症状がでた人
過去にけいれんを起こしたことがある人
ワクチンの成分に対して、アレルギーが起こるおそれがある人

妊娠中、または妊娠している可能性がある人、授乳されている人は、接種前の診察時に必ず医師へ伝えてください。

また、過去に薬剤で過敏症やアレルギーを起こしたことのある人は、接種前の診察時に必ず医師へ伝えてください

なお、接種には医師による許可が必要ですので、必ず事前に医師へご相談ください。

6 接種を受けた後の注意点

- 新型コロナワクチンの接種にあたっては、接種後に経過観察を行うことを想定しています。接種を受けた施設でお待ちいただき、体調に異常を感じた場合には、速やかに医師へ連絡してください。
- 注射した部分は清潔に保つようにし、注射した部分はこすらないようにしてください。
- 当日の激しい運動は控えてください。

7 副反応について

主な副反応は、注射した部分の痛み、頭痛、関節や筋肉の痛み、疲労、寒気、発熱等があります。また、まれに起こる重大な副反応として、ショックやアナフィラキシーがあります。

なお、本ワクチンは、新しい種類のワクチンのため、これまでに明らかになっていない症状が出る可能性があります。

接種後に気になる症状を認めた場合は、接種医あるいはかかりつけ医に相談してください。

8 予防接種健康被害救済制度について

予防接種では健康被害（病気になったり障がいが残ったりすること）が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことができないことから、救済制度が設けられています。新型コロナウイルスワクチンの予防接種によって健康被害が生じた場合にも、予防接種法に基づく救済（医療費・障がい年金等の給付）が受けられます。

9 接種場所・手続き

高齢者施設内、住民票所在地の市町村（住所地）の医療機関や接種会場で接種が行われる予定です。高齢者施設内で接種する場合は「接種券」や「予診票」が市町村より送付されますので大切に保管してください。

接種場所は、お住まいの施設の方やご家族の方等とご相談のうえ決定してください。

施設外でワクチンを接種するための主な手続きは、次のとおりです。

- (1) ワクチンの接種場所を決め、必要に応じて施設・事業所にご相談ください。
- (2) 市町村から「接種券」「予診票」「新型コロナワクチン接種のお知らせ」が届きますので電話やインターネットで接種日や接種場所を予約してください。
- (3) 接種を受ける際には「接種券」「予診票」「本人確認書類」をご持参ください。

行政オンラインシステムによる手続方法

～ 大阪市外に住民票がある高齢者施設入所者等に対する接種券発行手続き ～

手続き一覧（個人向け）

手続き一覧（事業者向け）

ヘルプ よくあるご質問

ログイン

新規登録

手続き一覧（事業者向け）を押下

ログインしてください

大阪市行政オンラインシステム

もっと便利に。
もっと簡単に。

大阪市では行政手続きの受付がインターネットで行えます。
このサービスを通して皆様の生活をもっと便利に。もっと簡単に。



ホーム
HOME

手続き一覧（個人向け）

手続き一覧（事業者向け）

ヘルプ よくあるご質問

ログイン

新規登録



申請できる手続き一覧

「接種券発行手続き」と入力し検索ボタン

キーワード検索

検索

手続き一覧（事業者向け）

該当件数 100 件

条件をリセットして全件表示

条件を指定して検索

カテゴリ

組織

利用者情報

人生のできごと

コロナ対策

大阪市外に住民票がある
高齢者施設入所者等に対
する接種券発行手続き

新型コロナウイルス感染症の影響を
受ける飲食店等への水道料金及び下
水道使用料の支払猶予及び特例減免
制度にかかる支払猶予申込【事業者
用】

「大阪市外に住民票がある高齢者施設入所者等に対する
接種券発行手続き」を押下

手続方法について
ご一読ください

大阪市外に住民票がある高齢者施設入所者等に対する接種券発行手続き

手続方法

【初期入力】

(1) から (6) まで入力をおこなった後、「次へ進む」を押下してください。
→初期入力終了です。
本市にて入力確認をしますので、「審査開始」メールが到着するまでお待ちください。
(入力日の翌日までに本市で事務処理を行います)

【「審査開始」メール到着後】

本市にて初期入力確認後に「接種券発行申請書」を送信いたしますので、内容確認後に (7) より確認結果についてご回答ください。
※接種を希望する入所者では実住所が大阪府外にある方の氏名等を本市で申請書に記載しております
※接種者リスト記載の住所が兵庫県において確認できない場合も、本様式により接種券を本市で作成いたします

【留意事項】

この申請により大阪府で接種券を発行した場合、住民登録している市町村では接種状況をシステムで把握できないため、海外渡航時に必要な予防接種証明書の発行ができないなどの事象が生じます。その旨を対象者へご説明し同意を御確認ください。

(1) 法人名 必須

(2) 施設名 必須

(3) 事業者番号 必須

※全角で入力してください

(4) 照会者名 必須

姓 (漢字) 名 (漢字)

(5) メールアドレス

(確認用)

(6) 電話番号 (ハイフンなし) 必須

※ハイフンなしで入力
※全角で入力

【初期入力】
(1) から (6) の各項目を
入力してください

【注意】 以下は接種券発行申請書確認後にご回答ください

本市にて施設等入力確認後に接種券発行申請書を送信いたしますので、内容確認後、以下よりご回答ください

(7) 接種券発行申請書修正の有無について

令和3年2月26日付事務連絡「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の希望調査について（依頼）」によりご提出いただきました接種者リスト（入所者）について、内容を確認いただき、修正がございましたら、こちらより修正をお願いいたします。

【修正がない場合】

下記ボタンを選択し、「次へ進む」を押下してください。

選択解除

修正なし

【修正がある場合】

修正がある場合は、こちらより修正いただきました資料をアップデートしていただきご提出ください。
提出期限は、令和3年3月29日（月）です。

アップロードするファイルを選択

初期入力では (7) は使用しません

(1) から (6) の各項目
を入力後、
「次へ進む」を押下
「申請する」を押下

初期入力終了

本市にて入力確認をしますので、「審査開始」メールが到着するまでお待ちください。
(入力日の翌日までに本市で事務処理を行います)

次へ進む >

< 戻る

本市で初期入力を確認後、「接種券発行申請書」を送信いたします。
〈以下は本市が送信したデータファイルの確認方法です〉

手続き一覧（個人向け） 手続き一覧（事業者向け） ヘルプ よくあるご質問

ログイン

新規登録

ログインしてください。

大阪市行政オンラインシステム

もっと便利に。
もっと簡単に。

大阪市では行政手続きの受付がインターネットで行えます。
このサービスを通して皆様の生活をもっと便利に。もっと簡単に。

手続き判定ナビ あなたに必要な手続きをご案内

引越しや結婚、子育てなどのカテゴリを選択していくつかの質問に回答すると、あなたに必要な手続きを導き出すことができます。

個人の方

事業者の方



申請できる手続き一覧

一覧から手続きを選択して必要事項を入力すると、スマホ・パソコンから申請することができます。

個人向け手続き

事業者向け手続き

マイページ

過去に申請した手続きの内容を確認することができます。申請後の確認もこちらからお願いします。

マイページより「もっと見る」を押下

もっと見る

利用者メニュー

申請履歴の確認
「申請履歴一覧・検索」を押下

申請履歴の確認

あなたがこれまでに申請した手続きの内容を確認することができます。

申請履歴一覧・検索 >

保存した手続きの再開

「あとで申請する」で保存された手続きの再開ができます。

保存した手続き一覧 >

カテゴリの設定

設定したカテゴリに関するお知らせを「あなたへのお知らせ」に表示させることができます。

利用者情報の照会・変更

あなたの登録情報の確認や変更を行うことができます。

照会・変更 >

メールアドレスの変更 >

申込番号から検索

例：12345678

検索

申請履歴一覧

該当件数 件

大阪市外に住民票がある高齢者施設入所者等に対する接種券発行手続き

< マイページに戻る

申請履歴一覧にエクセルデータ
「接種券発行申請書」が添付されております
のでご確認ください

「接種券発行申請書」確認後の本市へ回答方法

から までの操作をお願いします (P1 参照)

大阪府外に住民票がある高齢者施設入所者等に対する接種券発行手続き

手続方法

【初期入力】

(1) から (6) まで入力を終えたら、「次へ進む」を押下してください。
一旦入力終了です。
本市にて入力確認をしますので、「審査開始」メールが到着するまでお待ちください。
(入力日の翌日までに本市で事務処理を行います)

【「審査開始」メール到着後】

本市にて初期入力確認後に「接種券発行申請書」を送信いたしますので、内容確認後に (7) より確認結果についてご回答ください。
※接種を希望する入所者で住民票所在地が大阪府外にある方の氏名等を本市で申請書に記載しております
※接種者リスト記載の住所が住民票において確認できない場合も、本様式により接種券を本市で作成いたします

【留意事項】

この申請により大阪府で接種券を発行した場合、住民登録している市町村では接種状況をシステムで把握できないため、海外渡航時に必要な予防接種証明書の発行ができないなどの事象が生じます。その旨を対象者へご説明し同意を得てください。

(1) 法人名

(2) 施設名

(3) 事業者番号
※全角で入力してください

(4) 照会者名

(5) メールアドレス
(種別用)

(6) 電話番号 (ハイフンなし)
※ハイフンなしで入力
※全角で入力

(1) から (6) の各項目を入力してください

【注意】 以下は接種券発行申請書確認後にご回答ください

本市にて施設名等入力確認後に接種券発行申請書を送信いたしますので、内容確認後、以下よりご回答ください

(7) 接種券発行申請書修正の有無について

令和3年2月26日付事務連絡「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の希望調査につきまして接種者リスト(入所・入居者用)をもとに、本市で接種券発行申請書を作成し各施設へ行政オンラインシステムで確認いただき、修正がある場合は下記より令和3年3月29日(月)までにご提出ください。修正がない場合はその

【修正がない場合】

下記ボタンを選択し、「次へ進む」を押下して下さい。

確認解除

修正なし

【修正がある場合】

修正がある場合は、こちらより修正いただきました資料をアップデートしていただきご提出ください。提出期限は、令和3年3月29日(月)です。

(7) 入力
本市送付データに

・修正がない場合は
「修正なし」ボタンを
押下

・修正がある場合は
データ修正のうえ
「アップロードするフ
ァイルを選択」を押下
しデータを添付

「次へ進む」
「申請する」

手続き完了

>

<

令和3年3月19日

介護老人保健施設 施設長 様

大阪市福祉局高齢者施策部
高 齢 福 祉 課 長
高 齢 施 設 課 長
事業者指導担当課長

介護老人保健施設における新型コロナウイルス感染症に係る
予防接種実施に向けた協力依頼について

平素は、本市福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
標題について、令和3年4月上旬より高齢者への接種用ワクチンが順次本市へ配送されることとなりましたが、供給量に限りがあるため、優先順位をつけて接種する必要があり、先行的に接種する施設については、副反応に対して十分な対応が可能であること等を勘案し、介護老人保健施設から接種をすることといたしました。
つきましては、各施設におかれましては、接種体制の確保にご協力よろしくお願い申し上げます。
また、予防接種実施に向けて接種希望者の追加等について確認するための調査を実施いたしますので、期限内の回答について併せてご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

1 概 要

令和3年4月におけるワクチンの供給量や配送時期を考慮し、可能な限り4月中には1回目の接種を実施したいと考えており、大阪介護老人保健施設協会と調整のうえ、次のとおり接種してまいりたいと考えております。

接種可能な施設におきましては、3月末までに別途お知らせいたしますので、別紙を参考に接種体制の確保にご協力よろしくお願い申し上げます。

(1) 第1段接種施設(令和3年4月12日の週に接種開始)

令和3年4月12日の週よりワクチンが配送される予定ですが、供給量に限りがあるため、概ね3施設程度に接種していただきたいと考えております。

(2) 第2段接種施設(令和3年4月19日の週に接種開始)

令和3年4月19日の週にワクチンが配送されるため、(1)以外の施設で一定の要件を満たしている市内の介護老人保健施設より選定してまいります。

なお、令和3年2月26日付け事務連絡「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の希望調査について(依頼)」(以下「希望調査」という。)により、4月接種を希望された施設については概ね接種いただけると考えております。

接種施設の選定

接種施設の選定については、希望調査によりご回答いただきました内容をもとに、本市において一定の要件を満たしている市内の介護老人保健施設を対象としたいと考えております。

上記以外の施設におきましては、ワクチンの供給量や供給時期を踏まえ、接種時期について別途検討してまいります。

一定の要件とは次の事項を想定しております

- 1 施設内において令和3年4月に接種を希望している
- 2 接種医師が確保できている
- 3 本人同意の確認等、接種者リストの整備が完了している

同じ時期に条件が整った施設が複数ある場合は、ワクチン供給量等を考慮して本市において選定を行います。

2 再調査等に係る協力依頼

希望調査により接種者リストをご提出いただいたところですが、今後、令和3年3月中旬頃に、接種希望者の追加等がないか確認するための調査を実施いたしますので、期限内の回答にご協力いただきますようお願いいたします。

3 従事者への接種

従事者はワクチンの供給量に限りがあるため、現在のところ入所者との同時接種はできません。

なお、従事者用の接種券付予診票は4月中旬をめどに施設へ送付させていただきますが、前述のとおり同時接種できないため、取扱いについては別途お知らせいたします。

【連絡先】

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20
大阪市福祉局高齢者施設等ワクチン接種推進チーム

【TEL】 06-6208-9915

【Mail】 fukushi-wakuchin@city.osaka.lg.jp

各施設への依頼内容

1 接種者リストの作成等

令和3年2月26日付け事務連絡「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の希望調査について(依頼)」(以下「希望調査」という)によりご提出いただきました接種者リスト(入所・入居者用)をもとに、本市で接種券を発行し施設へ配付させていただきます。 1

今般、接種希望者の追加等がないか確認するための調査を実施いたしますので、接種者リスト(入所・入居者用)に追加の変更があれば、本市で接種券を追加で発行し接種日までに配付する必要があるため、必ず回答期限までにご提出ください。(変更がない場合はその旨をご報告ください)

なお、ご提出いただいた接種者リスト(入所・入居者用)は接種状況の管理にもご活用いただくこととなりますので、随時更新作業をお願いします。

また、入所・居住者と同時接種を希望する従事者のリストにつきましても、本市において接種券付予診票作成に必要であるため、必ず回答期限までにご提出ください。 2

- 1 接種日までに退所により接種対象外となった方へも接種券が施設へ送付されますので、大変お手数をおかけしますが、本人へ配付せず施設にて取りまとめのうえ廃棄をお願いします。

また、施設内での接種計画を立てていただくにあたり、退所した場合は施設内で接種することができないこと、1回目の接種後21日目に2回目の接種を行う必要があることを考慮し、退所が確定していることにより2回目の接種を施設内で受けることができない方も接種対象外とし、配付された接種券は施設にて取りまとめのうえ廃棄をお願いします。

- 2 従事者はワクチンの供給量に限りがあるため、現在のところ入所者との同時接種はできません。また医療従事者として先行接種されている従事者は同リストに記載しないでください

なお、従事者用の接種券付予診票は4月中旬を目途に施設へ送付させていただきますが、前述のとおり同時接種できないため、取扱いについては別途お知らせいたします。

【回答期限】令和3年3月29日(月)

回答期限を過ぎると接種券の配付が大幅に遅延する恐れがあります

2 大阪市外に住民票がある入所者の接種券発行手続

接種を希望する入所者で住民票所在地が大阪市外にある場合は、本来住民票所在地の市町村へ接種券の発行依頼を行うべきところですが、現時点では依頼先の市町村において接種券が発行されていないため、例外的に本市にて接種券を発行します。

つきましては、希望調査によりご提出いただきました接種者リスト(入所・入居者用)をもとに、本市で接種券発行申請書を作成しておりますので、内容をご確認いただき、修正がある場合は行政オンラインシステムにより提出期限までにご提出ください。修正がない場合はその旨をご回答ください。(本市から各施設への接種券発行申請書の送付方法等の手続については、別紙「行政オンラインシステムによる手続方法」をご参照ください)

【行政オンラインシステム初期入力期限】

令和3年3月23日(火)

法人名や施設名等、基本情報のみの入力です

【接種券発行申請書確認期限】

令和3年3月29日(月)

期日を過ぎると接種券の配付が大幅に遅延する恐れがありますので期限は厳守してください

上記措置を行った場合、住民登録している市町村では接種状況をシステムで把握できないため、海外渡航時に必要な予防接種証明書の発行ができないなどの事象が生じます。その旨を対象者へご説明し、同意を得てください。

3 入所者への説明

予防接種を希望される方には、予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、自らの意志で接種を受けていただく必要があります。

入所者には別添のリーフレットをご活用いただきご理解をいただくとともに、接種を希望された場合は、接種日までにかかりつけ医等の医師にご相談いただくようご説明をお願いします。

また、介護老人保健施設で令和3年4月に接種される入所者様に対しては、特例措置として本市にて接種券を発行し送付しますが、別途、住民票所在地の市町村から接種券が送付されますので、これを用いて再度接種しないよう周知をお願いします。

接種意思の確認が難しい場合でも、家族やかかりつけ医等の協力を得ながら意思確認をし、接種についての同意を確認できた場合には接種可能です。接種者リストの作成に追加者がある場合は必ず本人の同意を得てください

4 サテライト型接種施設の登録


施設にて予防接種を実施するためには、市町村と予防接種の実施に係る「集合契約」に参加し、サテライト型施設となる必要がありますので、令和3年3月末までに登録していただきますようお願いいたします。

参考【国資料抜粋】

集合契約への参加方法

集合契約への参加

- ①委任状の発行はウェブサイトで行う。
- ②医療機関コード、契約代表者情報（役職、氏名）、担当者情報（氏名、電話番号、メールアドレス）、委任先、取り扱うワクチンの製造会社を入力すると、PDFが出力される。
- ③PDFを印刷して、委任先（郡市区医師会等）に郵送する。



- ①ワクチン接種契約受付システムのURLを入力する。
※URLは取りまとめ団体にご確認ください
- ② 入力フォームに、医療機関コード、契約代表者情報（役職、氏名）、担当者情報（氏名、電話番号、メールアドレス）、委任先、取り扱うワクチンの製造会社を入力する。
- ③ 委任状がPDFで出力されるので、印刷して、委任先に郵送する。

0

【大阪市内施設の登録方法】

ワクチン接種契約受付システム により必要事項を入力すると、委任状がPDFファイルで作成されます。

作成した委任状を大阪市健康局感染症対策課新型コロナウイルス感染症対策グループに提出してください。（送付先は下記参照）

同課がシステムの情報と照合して受領確認を行うと登録が完了します。

ワクチン接種契約受付システムのウェブサイトはこちらです。

<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000528136.html>

《委任状送付先》

〒545-0051

大阪市阿倍野区旭町1丁目2番7-1000号（あべのメディックス10階）

大阪市健康局感染症対策課新型コロナウイルス感染症対策グループ

（連絡先） 電話：06-6647-0813

V - S Y S への初期登録（必須）

サテライト型接種施設に対しては、委任状提出時に登録したメールアドレス宛にワクチン接種円滑化システム（以下「V - S Y S」という。）のIDとパスワードが送付されます。

V - S Y Sの初期登録ができないとワクチンの分配が受けられないため、必ず初期登録を行ってください。

5 接種医・接種実施日等の調整

接種対象となった施設におかれましては、接種医、接種日、接種人数、接種場所、経過観察場所、必要物品の確認について令和3年3月中を目途にご調整お願いします。

その際には、令和3年4月中に1回目の接種を終えていただく計画とすることや、ワクチンは1バイアルあたり5回分（5人分）となりますので、可能な限り5の倍数となるようご調整ください。

ワクチンの供給量や供給時期によっては5月となる場合もあります

接種日を数日間に分けて設定することも可能です

1回目の接種後21日後に2回目の接種を行う必要がありますので接種計画は2回目の接種日も含め検討してください（4月に1回目の接種を実施する方については、2回目の接種に必要なワクチンも確保できております）

接種予定日等の計画策定にあたり「6 サテライト型接種施設によるワクチン必要量の報告」もご参照ください

6 サテライト型接種施設によるワクチン必要量の報告

施設における接種日程等に基づき、接種予定日の10日前までに1週間分の接種予定人数を、サテライト型接種施設（接種医療機関）からメールにより依頼する必要があります。

依頼方法については現在調整中のため、依頼先のメールアドレス・依頼の様式等は追ってご連絡させていただきます

配送日は週2回まで（月曜日と木曜日か火曜日と金曜日の曜日固定）となり任意の日時に配送はできません（できるだけ少ない回数の配送で対象者全員への接種をするように努めてください。）

ワクチンは、接種日前日までに各サテライト型接種施設へ配送されます
配送されたワクチンは施設到着日を含めて5日以内に接種が必要です

7 必要物品の準備

予防接種に必要な物品リストは別添のとおりです。

国、大阪市又はワクチンメーカーが提供する物品は接種前日までに各施設へ配付させていただきますが、接種医の属する医療機関にてご準備いただく物品につきましては、別添を参考に事前にご準備ください。

8 接種券の受取等

入所者用の接種券は、接種までに送付いたしますので、接種券の確認を行っていただくとともに、適切に管理いただきますようお願いいたします。

また、接種券に同封されている予診票は接種日までに本人に記載していただく必要があります()のお渡しいただき、接種当日に持参いただくようご説明をお願いいたします。

なお、希望調査によりご提出いただきました接種者リスト記載の住所が、住民票において確認できない場合は、「2 大阪市外に住民票がある入所者の接種券発行手続」と同様の手続により接種券を発行します。この措置を行った場合、住民登録している市町村では接種状況をシステムで把握できないため、海外渡航時に必要な予防接種証明書の発行ができないなどの事象が生じます。その旨を対象者へご説明し同意を得てください。

本人が記載できない場合は施設において代筆をお願いいたします

9 接種の実施（1回目）

接種にあたりましては、大阪市健康局感染症対策課が作成している予防接種の実施に関する手引き（接種までの流れや準備物、接種時における留意事項等）をご参照いただき実施してください。

令和3年3月末を目途に別途お示しいたします

10 接種状況等報告

予防接種を行った場合、サテライト型接種施設においては、接種当日に必ず V - S Y Sへ接種状況を入力してください。

また、希望調査においてご作成いただきました「接種者リスト（入所・入居者用）」【様式1-2】に接種状況を記載いただくとともに、適宜追加等を行うなど、入所者の接種状況の管理にご活用いただきますようお願いいたします。

なお、当該資料は必要に応じて「高齢者施設等ワクチン接種推進チーム」が提出を求めることがあります。

11 接種の実施（2回目）

1回目の接種後、原則21日目が2回目の接種日となります。1回目の接種から間隔が21日を大きく超えた場合の効果は確かめられていないことから、体調不良等で21日を超えた場合は、できるだけ早く2回目の接種ができるよう接種日を調整してください。

12 その他

予防接種の実施に関する手引き（接種までの流れや準備物、接種時における留意事項等）について、現在、健康局感染症対策課にて作成しておりますので、令和3年3月末を目途に別途お示しいたします。

なお、予防接種に係るお問い合わせは下記までお問い合わせください。

【連絡先】

大阪市新型コロナワクチンコールセンター
（電話）0570-065670

13 参考リンク先

・厚生労働省ホームページ

「新型コロナワクチンの接種を行う医療機関へのお知らせ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_iryou_kikanhen_oshirase.html

・大阪市ホームページ

「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について」

<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000524920.html>

「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について」

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000527837.html>

「新型コロナウイルスワクチン接種にかかる全国集合契約への参加について（取りまとめ団体のいずれにも所属していない医療機関向け）」

<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000528136.html>